

ドクターヘリ導入検討委員会設置運営要領

令和 2 年 2 月 3 日付 3 1 福保医救第 1 4 8 4 号

(目的)

第 1 この要領は、救急医療対策協議会要綱（平成 3 0 年 3 月 1 5 日付 2 9 福保医救第 1 2 7 5 号）第 6 に基づき設置する、ドクターヘリ導入検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 委員会は、以下の事項について検討する。

- 1 ドクターヘリの導入
- 2 近隣県が運用するドクターヘリの活用

(組織)

第 3 委員会は救急医療対策協議会会長の意見を踏まえ、福祉保健局医療政策部長が決定する委員で組織する。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、指名の日から 2 年とする。

(委員長の設置)

第 5 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉保健局医療政策部長が選任する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

(招集等)

第 6 委員会は、必要の都度福祉保健局医療政策部長が招集する。

- 2 委員長は必要に応じ、その委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。
- 3 委員は、職務代行者を代理として出席させることができる。

(委員等への謝礼の支払い)

第 7 第 6 により委員会に出席した委員及び必要に応じて委員会に出席した委員以外の者に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した委員会への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うこととする。

(会議及び会議録等の公開、非公開)

第 8 委員会が開催する会議並びに会議資料及び会議録等（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開するときは、委員会は必要な条件を付すことができる。

(庶務)

第 9 委員会の庶務は、福祉保健局医療政策部救急災害医療課において処理する。

(補則)

第 1 0 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、福祉保健局医療政策部長が別に定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

東京型ドクターヘリについて

1 東京型ドクターヘリとは

東京消防庁が保有する消防ヘリコプターに、救急医療用の医療機器等を装備するとともに、医師が搭乗し救急現場に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に対し医療処置を行うヘリコプターの運用をいう。

2 ヘリコプターによる救急救助業務

- (1) 東京消防庁の保有状況
8機（区部4機、多摩4機）
- (2) 東京消防庁ヘリコプターによる救急活動（平成30年）
島しょ地区218件、多摩地区84件、特別区・都外164件
〔東京消防庁 救急活動の現況 平成30年（2018）から〕



東京消防庁「ひばり」

3 ヘリコプターによる救急救助業務

- (1) 島しょ救急患者搬送
- (2) 多摩・山間地域等搬送

4 東京型ドクターヘリの特徴

- 他県で運用されている小型ヘリコプターと異なり、東京消防庁のヘリコプターを活用することにより、遠距離運航や夜間飛行、複数患者の同時搬送を行うことが可能
- 24時間365日運航可能
- ヘリに搭乗する医師については、都立病院のほか11か所の協力病院と協定締結

ドクターヘリについて

1 ドクターヘリとは

救急医療に必要な機器及び医薬品を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプター。

[厚生労働省が定める救急医療対策事業実施要綱から引用]



2 ドクターヘリに関する全国の実績

(1) 配備状況 (2018年9月現在)

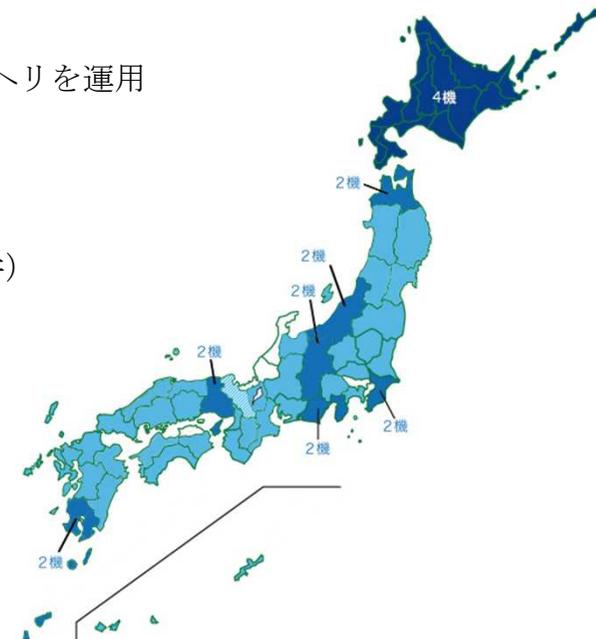
- 44道府県53機のドクターヘリを配備 ※京都府は滋賀県と京滋ヘリを運用 (東京都、福井県 (一部地域で京滋ヘリ運用)、香川県 (導入予定))

(2) 運航実績 (2017. 4~2018. 3)

- 出場件数27,901件 (うち、現場出動19,182件)
 - ・日本医科大学千葉北総病院 出場件数1,233件 (うち現場出動1,003件)
 - ・大阪大学医学部附属病院 出場件数 147件 (うち現場出動109件)
- [認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク (HEM-Net) ホームページから引用]

(3) 運営費

- 1機あたり 年間2.5億円程度 (国と自治体負担)
 - 【内訳】ドクターヘリ運航経費 225,792千円程度
 - 搭乗医師・看護師確保経費 17,482千円 など

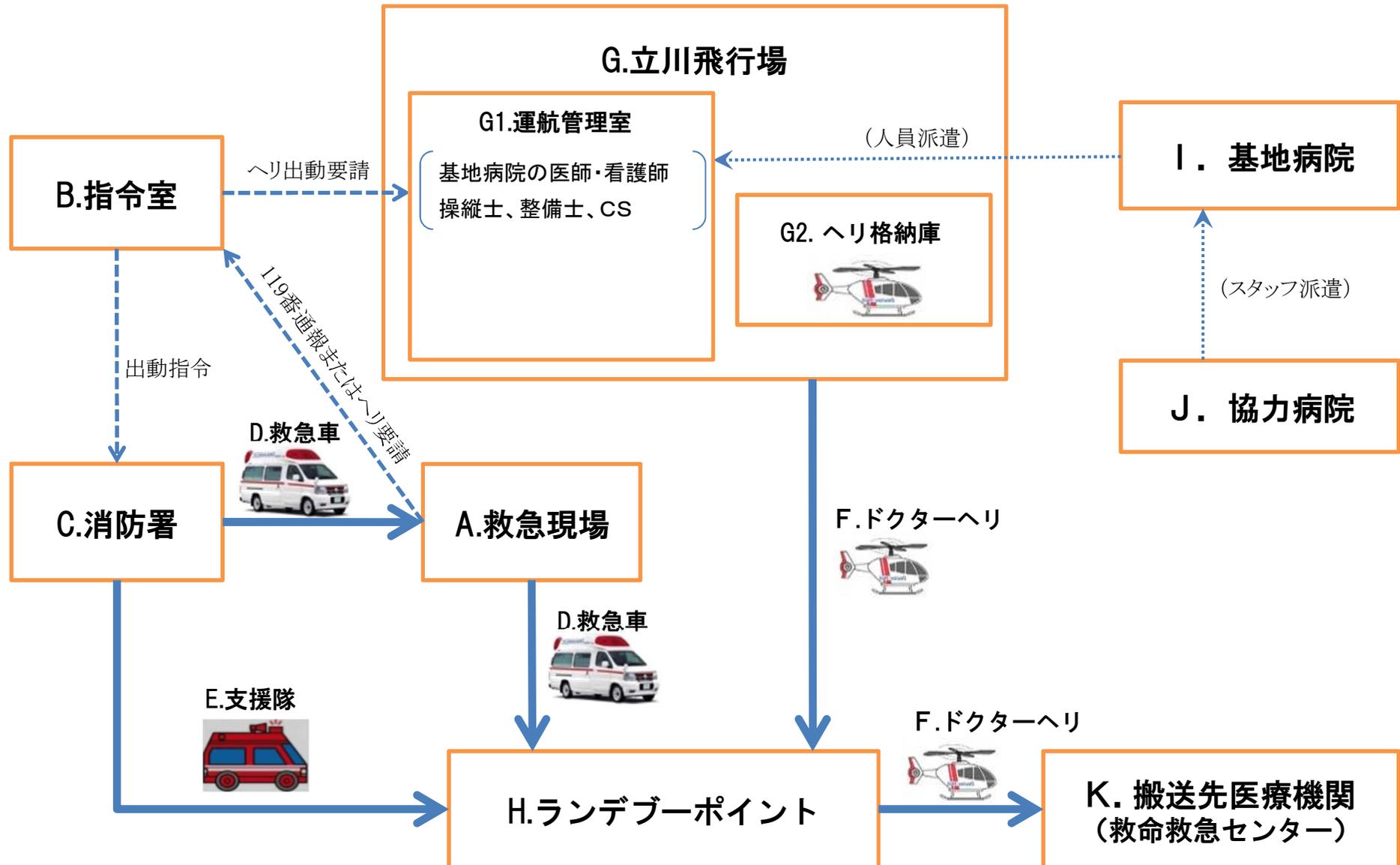


東京型ドクターヘリとドクターヘリとの比較

	東京型ドクターヘリ	ドクターヘリ
概 要	・東京消防庁が保有する消防ヘリコプターに、救急医療用の医療機器等を装備するとともに、医師が搭乗し、出場先から医療機関まで搬送	・医療機器等を装備したヘリコプターに医師等が同乗、出場先から医療機関まで搬送
医師同乗	・島しょや多摩地域等の搬送の際、医師が同乗	・医師・看護師が同乗し、ヘリ着陸場所で搬送患者を引継ぎ
出場体制	・ヘリ大型機4機、中型機4機 東京ヘリポート・立川飛行場に各4機	・ヘリ小型機を1～4機運用 (東京都、福井県、京都府 [※] 、香川県が未設置)
出 場 先	【島しょ】各島のヘリポート 【その他】臨時ヘリポート、河川敷等	・ヘリ着陸場所 (公園、運動場等)
運用時間	・24時間	・朝から日没までの日中帯
特 徴	・遠距離(伊豆諸島まで)運行可能 ・複数患者の同時搬送が可能	・小型機のため、着陸場所を設定しやすい

※京都府は、関西広域連合のドクターヘリ(京滋ヘリ)が運航

ドクターヘリの運用方式(案)



基地病院の要件(案)

- (1) 救命救急センターを運営する病院が、本事業に対して総力を挙げて協力する体制を有すること
- (2) 救命救急センターを有すること
- (3) ドクターヘリの離着陸場(緊急離着陸場も可)を有すること
- (4) 適切に医薬品を管理できること
- (5) 自院の搭乗医師及び看護師を立川飛行場に配置できること
- (6) 搭乗医師及び看護師の確保に当たっては他の協力医療機関から人材を受入れるなど、救命救急センターの運営に支障を来たさないこと
- (7) 搭乗医師及び看護師の技能維持のための訓練を行うことができること
- (8) 東京型ドクターヘリと連携できること
- (9) 本事業に対して、地域住民の理解と協力が得られること
- (10) その他、基地病院として役割を適切に実施できること

主な基地病院の役割(案)

1.事業実施前

- (1) 運航調整委員会の設置・運営(運航要領及び運航マニュアルの作成、関係機関との調整)
- (2) 搭乗医師及び看護師の人材養成
- (3) 医療機器、医療資機材、医薬品の整備
- (4) 医師・看護師控室及び医療資機材庫等で使用する設備整備(机、椅子、什器、ロッカーなど)
- (5) ドクターヘリ運航会社と業務委託契約の締結
- (6) 国庫補助金の申請及び傷害保険の加入

2.事業実施後

- (1) 運航調整委員会の運営(事業の実施、運営に関する必要事項に係る諸調整)
- (2) 搬送先医療機関が決まらない場合にドクターヘリを受入れ
- (3) 搭乗医師及び看護師の当番表の作成
- (4) 搭乗医師及び看護師の技能維持を目的とした訓練及びカンファレンスの実施
- (5) 搭乗医師及び看護師の人材養成
- (6) 協力医療機関の医師及び看護師を任用(任用事務、報酬及び旅費の支払い)
- (7) 医療機器、医療資機材、医薬品の管理

埼玉県ドクターヘリの共同運航について

1 目的

東京2020大会の開催を見据え、東京都と埼玉県の広域的な連携の下、都内における救急需要に対応するため、埼玉県ドクターヘリを活用した共同運航を実施する。

2 運航範囲

都内全域(島しょを除く)を運航範囲とし、都が確保したランデブーポイントから救命救急センターを有する医療機関に搬送する。

3 埼玉県ドクターヘリについて

基地病院	埼玉医科大学総合医療センター（埼玉県川越市鴨田 1981 番地）
運航開始日	平成19年10月26日
運航時間	午前8時30分～日没30分前
運航実績	平成30年度 632件、平成29年度 553件、平成28年度 387件
機体	MD902(定員6名)

4 今後のスケジュール(案)

- 令和2年4月 ドクターヘリ受入協力病院の調査(屋上ヘリポートを有する救命救急センターが対象)
- 5月 共同運航に関する協定(覚書)を締結
- 6月 共同運航に向けた訓練の実施
- 7月 共同運航の運用開始

災害時臨時離着陸場候補地について

東京都地域防災計画(震災編)資料第78のうち、
医療機関ヘリポート及び島しょ地域の候補地を除く

	種 別	区 部	多 摩	計
1	ヘリポート等	4	12	16
2	公園・広場・空地・河川敷	65	39	104
3	グラウンド、競技場・野球場・サッカー場 体育施設、ゴルフ場	66	49	115
4	学校グラウンド	32	46	78
5	その他	5	4	9
	計	172	150	322